

平成30年 6 月宮崎県定例県議会
文教警察企業常任委員会会議録
平成30年 6 月20日

場 所 第3委員会室

平成30年 6 月 20 日 (水曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて (別紙1)
- ・平成29年度宮崎県公営企業会計 (電気事業) 予算繰越計算書 (別紙5)
- ・平成29年度宮崎県公営企業会計 (電気事業) 継続費繰越計算書 (別紙6)

○その他報告事項

- ・県内の外事情勢について
- ・一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設における指定管理者の第四期指定について
- ・宮崎県企業局電気事業80周年記念コンペについて
- ・企業局施設見学ツアーについて
- ・宮崎県立高等学校教育整備計画 (後期実施計画) について
- ・平成30年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況 (学校別) について

出席委員 (7人)

委員 長	渡 辺 創
副委員 長	日 高 陽 一
委員	徳 重 忠 夫
委員	中 野 廣 明
委員	横 田 照 夫
委員	河 野 哲 也
委員	岡 師 博 規

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	郷 治 知 道
警 務 部 長	大 塚 祥 央
警務部参事官兼 首席監察官	中 川 正 純
生活安全部長	河 野 重 定
刑 事 部 長	鬼 塚 博 美
交 通 部 長	廣 澤 康 介
警 備 部 長	谷 口 浩
警務部参事官兼 会計課長	福 栄 芳 政
警務部参事官兼 警務課長	藤 川 寿 治
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	児 島 孝 思
総 務 課 長	三 原 健
少 年 課 長	今 村 洋 一
生活環境課長	上 平 賢 一
交通規制課長	日 高 靖 和
運転免許課長	日 高 好 章

企業局

企 業 局 長	岡 師 雄 一
副 局 長 (総 括)	佐 野 詔 藏
副 局 長 (技 術)	土 屋 喜 弘
技 監	喜 田 勝 彦
総 務 課 長	奥 浩 一
経 営 企 画 監	新 穂 浩 一
工 務 課 長	平 松 信 一
電 気 課 長	森 本 誠 二
施設管理課長	山 下 正 次
総合制御課長	上 石 浩

教育委員会

教 育 長	四 本 孝
副 教 育 長	武 田 宗 仁
教 育 次 長 (教育政策担当)	吉 田 郷 志
教 育 次 長 (教育振興担当)	金 子 文 雄
教 育 政 策 課 長	中 嶋 亮
財 務 福 利 課 長	柚木崎 誠一朗
育 英 資 金 室 長	重 盛 俊 郎
高 校 教 育 課 長	川 越 淳 一
義 務 教 育 課 長	黒 木 貴
特 別 支 援 教 育 課 長	酒 井 裕 市
教 職 員 課 長	黒 木 健 一
生 涯 学 習 課 長	後 藤 克 文
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	萩 尾 英 司
高 校 総 体 推 進 課 長	米 丸 麻 貴 生
文 化 財 課 長	谷 口 武 範
人 権 同 和 教 育 課 長	鎌 田 剛 史
図 書 館 長	金 子 洋 士
美 術 副 館 長	加 塩 美 昭
総 合 博 物 館 長	黒 木 義 博

事務局職員出席者

政策調査課主査	甲 斐 健 一
議事課主任主事	石 山 敬 祐

○渡辺委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。お手元に配付をいたしました日程案のとおりというところでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○渡辺委員長 委員会を再開いたします。

おはようございます。今回の委員会では議案の付託がありませんので、まず冒頭から報告事項等について、本部長の概要説明を求めます。

○郷治警察本部長 おはようございます。警察本部長の郷治でございます。本日の常任委員会、よろしく願いいたします。

渡辺委員長を初め委員の皆様方には、日ごろから本県警察の運営に関しましては、御理解と御協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

本日、御審議いただきます報告につきましては、損害賠償額を定めたことについての報告事項と、その他報告事項として、県内の外事情勢についてであります。

それぞれ担当部長から説明させますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

○渡辺委員長 本部長の概要説明が終了いたしました。

初めに、報告事項に関する説明を求めます。

○大塚警務部長 それでは、平成30年6月定例県議会提出報告書の損害賠償額を定めたことについて御報告いたします。

今回、御報告させていただく損害賠償事案は、警察職員の公務中の交通事故が2件です。

それでは、お手元の平成30年6月定例県議会提出報告書に基づいて御説明いたします。

警察職員の損害賠償事案については、報告書3ページの4番目と5番目、7番目の事案になります。

まず、4番目と5番目の事案については、平

成29年9月2日に発生した同一の交通事故となりますが、この事故で相手方の運転者は頸椎捻挫のけがを負っており、また、相手方の車両の所有者が運転者とは別人であることが判明したことから、人身損害と物件損害に分けて記載しています。

事故概要につきましては、宮崎北警察署の地域警察官が現場活動を終えて、小型警ら車（ミニパト）に乗車し、施設駐車場から同駐車場前を東西に走る市道を右折東進中に、市道の右折車線を西進してきた相手方車両の発見がおくれ、同車両の左側面に衝突したものです。

その過失割合については、警察側の過失が80%、相手方の過失が20%となっています。

相手方の運転者に対しては、人身損害として、治療費と慰謝料の合計金額14万962円を警察側の自賠責保険から支出しています。

また、相手方の車両の所有者に対し、過失割合に応じた修理費用の賠償額として、12万5,798円を警察の任意保険から支出しています。

警察官のけがはありませんでしたが、小型警ら車の修理費用として7万3,386円の支払いが生じたため、相手方の過失割合により相手方の保険会社から支払いを受けた1万4,677円と県警の予算（車両整備費）から5万8,709円を補填し、修理を実施しております。

次に、3ページの7番目の事案について御説明します。

この事故は、宮崎北警察署の警察官が平成29年10月25日に宮崎市内の事件現場に臨場した際、捜査車両を後退させたところ、相手方が管理するブロック塀の角に右後輪付近が接触してしまい、塀の一部を損壊したものです。

相手方が工作物でしたので、警察側の過失が100%となっています。また、相手方に対する

損害賠償額として、3万5,316円を警察側の任意保険から支出しています。

車両の損傷状況につきましては、右後輪付近に接触痕があるのですが、事故直後に新規の配備車両と入れかえとなり、修理の必要はありませんでした。

県有車両による交通事故につきましては、以上の2件でありましたが、交通の指導取り締まりを責務とし、交通法令を遵守すべき警察職員による交通事故は、県民の信頼を損なうことにつながりかねないものでありますので、今後も引き続き防止対策を強力に推進し、職員による交通事故の絶無に努めてまいります。

以上で損害賠償額を定めたことについての御報告を終了いたします。

○渡辺委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項についての質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○谷口警備部長 説明に入ります前に資料の差しかえをお願いいたします。机上に配付しております別添資料1の資料の差しかえでございます。

内容は、県内の居住外国人数を最新のものと入れかえております。居住外国人数につきましては、全国で約256万人いるんですが、県内の5,783人につきましては、全国の居住外国人の構成比約0.2%となっており、全国では41番目ぐらいの位置にあります。

ところが、昨年比での増加率では13.4%増ということで、これは全国第3位の増加率でございます。実を申しますと、第1位は熊本県、第2位が鹿児島県と、南九州3県が外国人増加率

のトップ3を占めているということになりますので、参考までにお伝えしておきます。

それでは、県内の外事情勢について報告申し上げます。

資料に入ります前に、外事課の業務について説明申し上げます。

外事課のカウンターパートとなるところは、警察庁警備局外事情報部というところになります。警察法第24条第2項に「警備警察に関する所掌事務のうち、外国人又はその活動の本拠が外国にある日本人に係るものをつかさどる」と書かれております。県警外事課も、基本的にはこれと同じ業務を扱います。

具体的には、日本の国益に害を与える活動の取り締まり、対テロに関する事件の取り締まりと情報収集及び各種対策、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出等の取り締まりの3つを所掌しております。

まず、日本の国益に害を与える活動の例としましては、昭和55年6月に発生しました辛光洙事件がございます。この事件は、本県の青島海岸から、当時大阪在住の原勲晁さんが北朝鮮工作員に拉致されたという事件で、平成18年4月には主犯格の辛光洙を警視庁が国際手配しております。

主犯の辛光洙は、出入国管理の関門を通過することなく、自由に日本へ出入りし、さらには原勲晁さんの身分に背乗りするため彼を拉致し、国外へ連れ出したという、領土、国民、主権を侵害した重大な事件です。これらの出入国管理に係る犯罪は、外事課が伝統的に扱ってきた業務でございます。

次の対テロに関する取り締まりと情報収集及び各種対策は、現在、外事課の主たる業務となっております。特に、2020年のオリンピック・パ

ラリンピック東京大会、2019年のラグビーワールドカップ日本大会、同じく日本初の開催となりますG20大阪サミットと、世界が注目する大規模行事が間近に迫りました。

日本や日本人はテロの標的だと繰り返し名指ししておりますISIL、いわゆるIS等のテロ組織からすれば、国際的イベントは格好の標的でございます。2005年のイギリスのスコットランドで開催されましたグレンイーグルズサミットでは、開催地と約600キロメートル離れたロンドン市内の公共交通機関を標的とした同時爆破テロが発生しました。イベント開催地から離れた場所でのテロの発生を踏まえたと、宮崎もテロと無縁ではないと考えるところでございます。

また、最近注目されておりますサイバーテロ、サイバーインテリジェンスも外事課が所掌しております。

大量破壊兵器関連物資等の不正輸出等の取り締まりにつきましては、安全保障上、懸念される貨物・技術の海外移転が行われないよう取り締まるものでございます。

先進国が保有する高度な技術や貨物が、大量破壊兵器、通常兵器の開発を行うような国に渡れば国際的な脅威となり、このような高度先端技術、貨物が懸念国に渡らないよう、外国為替及び外国貿易法に基づく取り締まりを行っております。

それでは、資料の説明に入ります。

項目1の現状で、外事課に影響する要因を2つ上げております。一つが、国際化の進展で、もう一つが、県内の国際海空港の状況でございます。

(1)の国際化の進展につきましては、別添の資料1と2と3をごらんください。

県内で外国人の存在がどれだけ顕著になったかを示す指標となります、資料1、居住外国人、資料2、外国人観光客、資料3、不法残留外国人の推移について、それぞれを視覚化しております。いずれも右肩上がりでございます。

居住外国人数では、県内でも技能実習生、留学生の受け入れが進み、着実に増加しております。問題は、近年、技能実習生の失踪が増加していることでもあります。

外国人観光客数は、大型クルーズ船の寄港増もあり、飛躍的に増加しています。課題は、違法行為を行おうとする者をいかに上陸させないかにあります。

また、外国人観光客が多く利用する民泊は、6月15日に施行されました住宅宿泊事業法に基づき、無届け違法民泊に着目しているところでございます。その理由は、テロ等、違法行為を行おうとする者は、匿名性の高い民泊を活動の拠点として利用する可能性があるからです。2015年のフランス同時多発テロでは、民泊がテロの拠点となりました。民泊が犯罪の温床とならないよう、管理者及び関係行政機関等との連携を強化してまいります。

不法残留外国人数の推移をごらんください。平成5年には約30万人いた不法残留外国人は、平成26年に約5万9,000人まで大幅に減少しました。ところが、その後4年連続して上昇し、本年の1月1日現在は6万6,498人となっております。その要因の一つに、偽造在留カードの流通があるものと思われまます。

本年2月、外事課が中心となって検挙したベトナム人女性は、2カ所のアルバイトを掛け持ちし、勤務態度も大変真面目でした。真面目で一生懸命な外国人であっても、偽造在留カードを使えば、我が国の出入国管理制度をないがし

ろにする重大な犯罪者となるのです。我々は引き続き厳正な取り締まりを行ってまいります。

次に、(2)の県内の国際海空港の状況を説明します。

宮崎空港はソウル線、台北線、香港線の国際定期便が就航しており、油津港、細島港では外国クルーズ船の寄港回数が増加していることから、上陸しようとする不審外国人を水際で発見・阻止することが大変重要な課題となっております。

以上、外事課を取り巻く環境は、国際化の進展、国際的イベントの開催を背景としたテロ対策の推進、サイバーテロ対策、輸出入管理に係る取り締まり等、その所掌事務量は年々肥大化しております。

県内の情勢を見ましても、技能実習生、留学生の増加、将来的な外国人労働者の受け入れ拡大に伴い、農業国宮崎でも外国人との共生社会を検討しなければならない時期が来るでしょう。このような新たな外的環境の変化に対応していくためにも、外事課こそ、体制整備を含めた進化の必要な所属ではないかと考えております。

国際感覚にすぐれた後継者の育成を図りつつ、皆様方の御協力を仰ぎながら、外事環境の変化にしなやかに対応・拡充していくことは、県民の安全・安心を先取りする上で必要な措置だと考えているところです。

それでは、項目2の外事課の抱える課題を説明いたします。一つが、不法外国人対策で、もう一つが、東京オリンピック・パラリンピックに向けた国際テロの未然防止でございます。

別添資料5の技能実習生推移と、別添資料6の全国の技能実習生の失踪状況をごらんください。技能実習生の増加に伴い、失踪者数も増加しています。

県内の技能実習生失踪者につきましては、警察署へ届けられたものを読み上げます。平成26年、20人、平成27年、34人、平成28年、31人、平成29年、55人と増加しております。本年は5月31日現在ですが、もう既に35人が失踪しております。

これら失踪した技能実習生は、失踪後、偽造在留カードを手に入れ、留学生等に偽装して働くこととなります。そもそも数万円を払えば、簡単に偽造在留カードが手に入る仕組みの存在自体が深刻な問題だと捉えております。

外国クルーズ船対策では、テロリストの上陸阻止、違法行為をもくろむ不審外国人の上陸阻止など、水際対策のため関係機関と現場で協働しているところでございます。大型クルーズ船は、寄港先で大量の外国人観光客が一気に乗下船することから、出入国管理体制の脆弱さが課題となっております。

2つ目の課題でございます、オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた国際テロの未然防止につきましては、端的に申し上げますと、テロにかかわる情報の収集分析と違法行為の取り締まり、水際対策の徹底、官民の連携強化の3つに集約されます。

テロにかかわる情報の収集分析と違法行為の取り締まりでは、例えばネット上にあふれる危険な情報について、テロへの可能性を分析し、違法行為を察知したら、法と証拠に基づき早い段階でテロの芽を摘み取るという、テロの未然防止を目的とした捜査を行っております。

水際対策では、入国管理局、税関、海上保安庁との関係機関と不審情報を共有し、現場で迅速な初動体制がとれるよう合同訓練を重ねているところです。

官民連携では、テロ対策パートナーシップ、

サイバーテロ対策協議会、沿岸協力会等での既存組織を活用した研修会と合同対処訓練、警察署ごとの爆発物原材料取扱事業者を対象とした不審者対応ロールプレイング研修会等での連携を図っているところです。

それでは、最後の項目3に移ります。(1)で、この1年の外事課の成果を説明し、(2)で、現在力を入れている活動について説明申し上げます。

昨年度、外事課は2件の出入国管理及び難民認定法違反事件を取り扱いました。1件目は、大型クルーズ船で上陸したエジプト人5人の失踪事件です。発生は本県ですが、最終的検挙は兵庫県警でございます。

捜査の端緒は、昨年4月16日、油津港に入港したクルーズ船の乗客のエジプト人5人が、宮崎市内観光ツアーに参加後、午後4時ごろに、集合時間になっても戻らないとの110番通報がございました。事案の詳細が判明する前の午後6時にはクルーズ船が出港するという、時間的制約のある事件でございました。

エジプト人5人は、某国の者が引率し、ツアーバスで宮崎市内到着後、そのままJR宮崎駅に向かい、神戸行き乗車券を購入しました。切符の購入事実が判明するや、即刻兵庫県警にエジプト人5人の失踪手配を行い、乗りかえ駅の姫路駅で午後9時ごろに捕捉されています。兵庫県警は翌日、出入国管理及び難民認定法違反の船舶観光上陸許可中の逃亡により通常逮捕しております。

エジプト人の来日目的は、日本で働き、お金を稼ぐことでした。全国的には、出稼ぎを目的とした偽装難民が急増しております。これは、不法滞在者が難民申請を行えば、難民か否かの認定を当局が下すまでの必要な期間、就労可能

な査証が発行されるという制度です。政府は、申請から6カ月後に一律に就労を認めてきたこの制度を改め、予備的審査の段階で難民性を判断するなど、審査を厳格化しております。

手引き役の某国の者は、神戸行きの乗車券を購入する際、エジプト人にかわり購入交渉を行う姿が目撃されております。しかし、同人への事情聴取では「5人のエジプト人とは山形屋で別れた。その後のことは知らん」と虚偽の申し立てを行っております。

さらに、この某国の者は、犯行の数カ月前に同型の同じクルーズ船に乗船した記録があり、日本国内の寄港地情報、特に出入国管理体制を下見していたものと思われ、その際、国内最終港で失踪させれば、船は時間どおりに出航するので、失踪事実が判明しても、自身は船上なので安全に逃走できると確信したのではないのでしょうか。ラストポートである油津港を失踪地に選んだのは、そういう背景があつてのことと思われま

す。事件としては、クルーズ船からの単純な失踪事件ですが、仲介役の下見行動、ラストポートの抽出を考えると、綿密に計画された失踪事案だと思われま

す。効果としましては、クルーズ船からの失踪事案の拡大防止に寄与できたこと、失踪者を犯罪インフラに利用させなかったこと、不法残留外国人への警鐘となったことが上げられます。また、仲介役の某国の者については、拘束できる材料が乏しく身柄措置はできませんでしたが、入国管理局との連携により、適切な入国管理措置が講じられております。

次に、ベトナム人技能実習生の失踪事件について説明します。

捜査の端緒は、福岡入国管理局から、不法残

留のベトナム人女性が宮崎市内の飲食店で働いているよ

うだとの容疑情報を受けたことにより、捜査の結果、ベトナム人女性の不法残留事実が明らかとなり、ことしの1月22日に現行犯逮捕しました。

稼働事実の捜査を進める中、彼女が飲食店の採用面接時に偽造在留カードを提示したことから、偽造在留カード行使により再逮捕。2月8日には不法残留の事実とともに起訴されましたが、4月17日に母国への退去強制となりました。

彼女の不法残留に至る経緯につきましては、もともと技能実習生として来日していたもので、実習終了後は一旦帰国しております。しかし、日本での生活に未練があり、在留期限が有効であったことから、日本へ再入国し、そのままに在留期限が切れ、昨年

の8月から不法残留となりました。不法残留後は、知人のアパートを生活拠点に、手に入れた偽造在留カードを使い、市内飲食店で稼働する生活となりました。なお、使用された偽造在留カードは、真正な在留カードと同じサイズで、被疑者の写真、氏名、生年月日等、真正なものと同様の記載事項があり、非常に精巧なものでした。

この事件は、いとも簡単に偽造在留カードが手に入る実態を明らかにしました。警察としましては、社会に違法な状態・環境をつくらせないよう、偽造在留カードの需要を遮断し、偽造在留カードの供給・流通インフラを潰すことを目的に、徹底した取り締まりを行ってまいりま

最後に、現在、我々が最も力を入れている活動について説明申し上げます。

一言で言えば、官民一体となった管理者等との連携によるテロの未然防止対策の推進でございます。テロを未然に防止するための要諦は、県民の皆様それぞれの職場、生活環境等に応じて、それぞれの立場でテロ防止のための自発的協力をしていただくということにあります。

資料のアは、そもそも爆発物を国内でつくらせないという視点からの対策です。県内で、爆発物の原材料となる薬品、化学物質を販売、管理されておられる事業者様に対し、不審購入者の見分け方、通報要領、保管管理の徹底などをお願いして回っております。

資料のイ、ウの宿泊施設、ネットカフェにつきましては、ここには民泊も含むのですが、テロ等の違法行為をする者に拠点として利用させないという視点からの対策です。各施設の窓口・管理者等を訪問し、本人確認の徹底をお願いしているところでございます。

資料エのレンタカーにつきましては、不審者が移動手段や自動車使用テロに使用する可能性があることから、窓口・事業者に対し、本人確認の徹底をお願いしているところでございます。

いずれにしても、警察だけでテロの未然防止は図れません。県民の皆様、各事業者様、各機関等との連携がなければ穴だらけのテロ対策となり、水際で阻止することもできず、国内でのテロを許してしまうかもしれません。

テロ対策を進める外事課としましては、官民が一体となったテロの未然防止対策を着実に進め、国益を侵害する違法事案を徹底して取り締まることとあわせて、外事課を時代に即した体制に発展させることで、安全安心な郷土宮崎づくりに貢献してまいりたいと思っておりますので、皆

様の協力をどうかよろしくお願い申し上げます。以上です。

○渡辺委員長 説明が終了いたしました。

その他報告事項についての質疑はございませんでしょうか。

○中野委員 ちょっといろいろ勉強。この資料の一番下にネットカフェとありますよね。これは、普通の喫茶店と同じような許可でいいんですかね。何か別にあるんですかね。

○谷口警備部長 一般的に、ネットカフェというところは、店の中で滞在して、インターネット等ができる個室の部屋があるところで、通常はその店の会員になって利用するわけですが、チェーン店等たくさんありますので、会員証があれば、すぐ中に入れるというものでございます。

○中野委員 それはわかっている。だから、その開業する際の許可とか、普通の喫茶店と同じ方法でいいのかと聞いている。

○上平生活環境課長 ネットカフェにつきましては、特別な許可は必要ないということでありませう。

○中野委員 はい、わかりました。

次のページ、県内居住外国人の推移、これ法務省統計ですけれど、これは実際に数字は出てくるけれど、この把握の仕方というのはどこでとるんですかね。国富辺も結構農業で来とるんですけれど、まだ県も窓口がないから、どこでの数を把握するのかなと思っているんですけれど。警察で大体どこに外国人労働者が来ているとか、そこまで把握できんですよね。

○谷口警備部長 基本的には入国管理局に在留外国人は届け出をすることになっております。その数がここに出てきた数字でございます。

○中野委員 ということは、全く数だけで、ど

ここに何人というのはわからんということですね。

○谷口警備部長 警察では正確な数字等は把握はできません。

○中野委員 その下の外国人宿泊客数の推移、これも出どころは法務省統計でしたが、この出典はどこですか。

○谷口警備部長 これは県の統計だと伺っております。

○中野委員 県の数字は入り込み客とか。それより、外国人については観光庁の数字のほうが正確ですよ。

それともう一つ、不法残留外国人の推移とあるじゃないですか。これは、あくまでも書類上で不法残留ということですね。6万6,000人、確認できていたら逮捕せんといかんから。簡単に出土るけれど、この根拠ですよ。

○谷口警備部長 これも入国管理局のほうで、入国者に対しては全てチェックされておりますので、入国者とその期限とを差し引いた数で、大体の推計として6万6,000という数になっております。

○横田委員 資料1の県内居住外国人推移、13.4%増ということで、全国第3位という説明でしたけれど、1位が熊本、2位が鹿児島、3位が宮崎ということで、南九州がこんなに多い理由とか何かあるんでしょうか。

○谷口警備部長 理由は定かではございませんけれど、都市部のほうは大体平均して約10%程度で推移しております、居住環境のいいところを求めてか、南九州がなぜか知りませんが10%以上を記録しております。

○横田委員 民泊の話がありましたけれど、民泊は当然届け出なくちゃいけないんでしょうけれど、未届けの民泊って違法ですよ。それはすぐにでも取り締まりができるんじゃないか

と思うんですけど。

○谷口警備部長 違法は違法なんですけれど、即取り締まりというわけではありません。まず行政官庁が指導をしまして、届け出るように行政アドバイスから始まるかと思います。警備部としては、あくまでもその管理者が宿泊する者をちゃんと把握していますかという観点でしか見ておりませんので。

○河野生活安全部長 民泊の関係になりますが、行政指導という考えではおります。まず、届け出をしてないところがあれば行政指導が入る。それでも直らない悪質なものに関しては、事件として着手するという方向で検討しております。

○横田委員 不法で残留していた人を退去強制させたと、さっきありましたけれど、例えば強制的に母国に帰した場合、母国で何か罰せられるとか、そういうこともあるんですか。

○谷口警備部長 基本的にはその国の法律によりますけれど、罰せられるということはまずないです。

○横田委員 例えば日本のお金で母国に帰して、もうそこで無罪放免になるということなんですね。

○谷口警備部長 基本的には、自分のお金がある人は自分のお金で帰ってもらうんですが、ない場合には、日本の政府のお金で退去強制させる場合もあります。

○徳重委員 今、クルーズ船がかなり入っているわけですが、先ほどいろいろ説明があったんですけど、出港前に失踪する人がいらっしやるんじゃないかなと思うんですよ。何回かそういう事例もあったような気がしますが、今までの事例として、失踪した人は100%逮捕というのかな、そういう規制の中で処理されているものかどうか、それとも、わからないまま

にほっとかかれている事例があるものかどうか。宮崎県内でのクルーズ船の失踪者についてですね。

○谷口警備部長 クルーズ船の失踪者については、本県での発生はこのエジプト人5人のみです。ただ、他県では何件も発生していると伺っております。

○徳重委員 そのエジプト人は今逮捕されたということですから、その後はそういう事件は起こってないと理解していいんですかね。

○谷口警備部長 本県では発生しておりませんが、他県では多数発生しております。稼働吸引力のある、いわゆる大都市部、現在、法務省の統計によりますと、関東エリア、もしくは中部エリアでほとんどの者が失踪して働いているというふうな情報を得ております。

○徳重委員 もう一つ、これだけ国際化が進んでまいりますと、県内に入って来る外国人の犯罪というのがいろいろあると思うんですが、まずは言葉の問題というか、県警としては事例があっても、なかなか言葉がうまく通じないというようなことになるのかなと心配しているんです。県警としては、そういう語学関係の専門家を事件が起きたたびに来ていただいてされるのか、あるいは県警内でそういう人脈というか、職員にそういう人を採用されているものか。どういう形でされているのか。

○谷口警備部長 国際化推進プランというのを県でつくっておられますけれど、それに基づいて、本県の警察官も語学を勉強させております。部内通訳人という制度がございます、各種言語に対応させております。研修制度も全国でやっておりますので、卒業生を中心に部内通訳人が通訳に当たることとなります。

ただし、言語によってはいない言語もありま

すので、その際は民間通訳人という形で協力を仰いでおります。それでもいないということになれば、九州内でまず探して、それでもいないとなれば、全国の警察に応援を依頼すると、そのような段階になっております。

○徳重委員 そしたら、今の段階においては、語学について全く対応できないということではないと、必ずちゃんとした対応ができると、そう理解していいんでしょうかね。

○谷口警備部長 100%御期待にお応えしたいとは思っておりますが、ただ、言語によっては、例えばアラビア語とか、少数言語、ちょっと今は想像できませんけれど、少数国の言葉になると対応できない可能性はありますが、そこはネットワークを通じて何とか通訳人を確保したいと思っております。

○凶師委員 資料5なんですが、県内の技能実習生の失踪数が出ておるんですけども、業種はわかっていますか。

○谷口警備部長 技能実習生は、農業、漁業、建築、繊維、金属加工等いろいろあるんですが、県内の技能実習生の失踪の内訳につきましては、昨年度ですが、繊維・衣服関係が26人、建設関係が12人、食品製造関係が4人、農業関係が7人、その他溶接等が6人の計55人になっております。

○凶師委員 そこを捉えられていけばいいんですが、繊維が突出して多い原因というのは、もともと逃走目的で来ているのか、それとも職場環境に耐えきれずやむなく逃走しているのか、そのあたりの理由は。

○谷口警備部長 我々もそこについてはいろいろ苦慮しているところなんですが、まず1つが、法務省が公表しております内容によりますと、技能実習生というのは失踪後に大体難民申請を

やるんですね。その99%以上の者が、国または地方公共団体に準ずる機関から推薦を受けて日本に来たという人なんですね。

例えば、今回のベトナム人女性の事例で言いますと、月収が約8万ぐらい手取りであったんですが、それでも本国の一般的給与の2倍だそうです。ということから考えますと、吸引力としては仕事の面だと、給与の面だというふうに考えております。

○図師委員 つまり、技能実習生で入ったところでは思うほどの収入が得られないがゆえに、逃走後のアルバイトのほうが稼げると。また、そういう情報が多分携帯を初めネットで技能実習生の中でも回ってくるんでしょうけれども、それは、劣悪な技能実習生の労働環境がそういう逃走失踪を招いているというのが、一義的な理由、原因として考えていいんでしょうか。

○谷口警備部長 これは私がお答えするような話ではないと思うんですけど、政府のほうではそのような解釈に至っている模様です。

○図師委員 わかりました。これも、今おっしゃるように県レベルの問題ではないということで。単なる労働力として技能実習生を受け入れているというような慣習をどこかで見直していかないかと思えますし、私も、繊維関係ではないんですが、漁港で働く技能実習生の方々と触れ合う機会があったんです。どう見ても日本人と対等な関係で労働させてない、非常に劣悪な環境があるなというのがあったので、せっかく技能実習生で来てる方々が、やむなく逃走する環境を改善していく取り組みも必要だろうなと思ったところでした。

もう一つ、県内で初めてと言われました偽造在留カードの事例がありましたけれども、これは、県内にそういう組織があるというわけでは

なくて、どこから偽造カードが発行されたか、そこまでは追及されているんでしょうか。

○谷口警備部長 捜査の経緯では、本人たちはインターネット上で偽造在留カードをつくってくれるところを探しておまして、具体的に申しますと、フェイスブックにメッセージという機能があるらしいですけど、そこを使って申請したというような供述となっております。

本県でどうのこうのというのではなくて、我々もそこがどこなのかということで、宅配業者とか、その偽造在留カードを配付した会社で、そういうところの捜査を鋭意やっていますが、出もとはつかめておりません。

○図師委員 もう一つ、先ほど仲介役がいたという話なんですけど、その仲介の某国の者は拘束できなかったということなんですけれども、その仲介役と今言った残留の偽装カードをつくるようなのは、明らかに組織だっけの動きと映るんです。そういうのは芋づる式というか、根こそぎ組織ごと押さえることはできてないんですか。

○谷口警備部長 それはちょっと違うのかなという感じはしております。というのが、今回のエジプト人の失踪に関しましては、その手引き役というのは、あくまでも本国、エジプトで募集活動を行っておまして、そこで、日本というところはこういうことでお金が稼げるよということの案内と、あわせて、失踪すれば難民申請で就労許可も出るよみたいな情報を得ているわけですね。それが恐らく吸引力になっているということで、今政府ではそれを厳しく、制度を変えようということになっておるみたいです。

それと、先ほど申されましたベトナム人の偽造在留カードの流通に関しましては、これはまた別の要因ではないかなと思っております。ベトナム人が同じ情報を持って、難民申請すれ

ば働けるんだという情報を持っていれば、それが需要となって在留カード何とかならないか。そこにまた犯罪、裏組織が偽造在留カードをつくるという、そういうような流れではないのかなというふうに思います。

○**図師委員** 奥深い捜査になろうかと思いますが、ぜひぜひ頑張ってくださいと思います。

○**中野委員** 本部長に。私、これから日本の経済も今の水準を持続、継続するならば、絶対外国人の労働者に頼らざるを得んと思うんですね。国もどんどん緩和してきているし。そうすると、今の段階では、本当に外国人技能実習生とかい

るけれど、窓口がないんですよ。将来的には、警察に、どこの企業には何人来ているとか、そういうのは必要ないですかね。そこら辺が今はようわからんで、これからの話かもわからんけれどですね。ただ、統計だけはこれぐらいおる、県内居住外国人が5,000人おりますよというけれど、技能実習とかで来ているところは、企業の届け出義務とか、今の段階では全くわからんわけでしょう。

○**郷治警察本部長** たしか技能実習生も、東京のほうには呼び寄せの元締めみたいな団体があったと思います。それが県ごとに多分あると思いますので、そこで受け入れ企業ぐらいは大体一旦把握されているものと思われま

す。役所も、法務省ないし実習の受け入れの元締めの国の役所はあったと思いますので、基本的にはそことその団体で把握しているという建前だろうと思いますが、どこの役所だったか失念しましたので、県の担当がどこかわからないところでございますが、数字上は全く把握されないことはないだろうと思われま

す。かだと思

○**中野委員** 実際数字上わかるんですよ。例えば農業研修生とか来るでしょう。みんな仲介業者を通して来とるもんだから、県にも窓口がない。数字はこういうふうに出るけれどね。将来的にはしっかり把握できるようにしないと、働いとるところからどっか逃げたとかいっても、ただ数字上出てくるだけでなかなかね。まあまあいいです、これからの問題で

○**渡辺委員長** ほかよろしいでしょうか。

それでは、その他で何かございますでしょうか。

○**日高副委員長** ちょっとお伺いしたいんですけども、先日、18日の夜7時ぐらいに、花ケ島の市道上で殴られたという殺人未遂事件がありました。僕も近所で、今子供たちと一緒に、親が同行している状況なんですけれども、現状と対策、もしわかれば教えていただけないかなと思いますけれど。

○**鬼塚刑事部長** その現状と対策は、捜査のことを言われているのか、それとも見守り活動とか警戒活動、どちらのほうを。

○**日高副委員長** 捜査活動は発表はできないですよ。ですので、今どういう対応をされているのかと。

○**河野生活安全部長** 本件は、事案発生とともに刑事部主導で事件捜査が行われております。それとあわせて、同時に、生安部のほうにも連絡がありまして、犯罪の模倣性とか、再犯性、連続性、それを考慮しまして、まずは、その日のうちに教育委員会、それからボランティア活動等の連絡をとりまして、朝の登校状況、あるいはその日の下校状況の見守りをしております。連絡もとれて、実際行っております。

地域警察官に対しても、朝方の交通指導、そ

れと夕方の交通指導等を実際にやっておりますし、さらには防犯メールを使いまして注意喚起をしております。見守り活動等の状況については、その日のうちにしっかり体制を整えてやっております。

○日高副委員長 先日も静岡の藤枝市で小学校4年生が切りつけられて、今いろんな事件がありますので、一刻も早い対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○渡辺委員長 今の花ケ島の件の関係で、たまたまかかもしれませんが、私もすぐ近くなんですけども、夜発生して、夜中に自治会の連絡であるとか、小学校の保護者へのメールとかも来たんですが、たまたま打った学校が間違っただけかかもしれませんけれども、最初、殺人事件というふうに情報が来て、親の中でも広がって、朝、テレビのニュースで見ると、傷害と言ったり、殺人未遂と言ったり。だけれど、来ている情報は殺人事件があつてというふうに聞きました。

これは、誰かのパーソナルのミスがあつているだけだと思うんですけども、学校等への警察からの情報提供というのは、具体的に、例えばそういう夜間の時間帯に起きた場合などというのは、紙で何かが提供されるのか、それとも電話連絡のようなことで、ミスが起こりやすい形で情報提供があるのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○河野生活安全部長 今回の場合は夜間でしたので、電話連絡あるいはメール等でやっております。昼間帯、これについてはファクスとか、ペーパーレベルで発信する場合があります。

ただ、本件は、発生と同時に発生報告、報道・広報をしていますので、我々が事案自体、罪名自体を間違えるということはないと思います

けれども、ただ、そこあたりをわかりやすく今後していくという点については、我々も考えたい。そういう誤発信があれば、その誤発信をなくすような手だてをまた考えたいと思いますので、よろしくお願いします。

○渡辺委員長 もう一つだけ、技術的に教えていただきたいんですが、例えばこの間の花ケ島のような件があつた場合に、北警察署からそれぞれの小学校等に個別に連絡が行くような仕組みなのか、それとも教育委員会を通して各学校に行くというような、その辺はどんな仕組みになっているのでしょうか。

○河野生活安全部長 これは、事案事案によって違いますけれども、今回は北警察署の現場だったものですから、こういう事案が発生したら、全署員体制で、そういうところまで回らない。それで、今回は、その防犯関係の業務は本部のほうでやっております。

小さな事案とか声かけとか、そういうのがあれば、警察署単位でやることもありますし、それが広範囲で発生すれば、本部が主導で全部広報連絡をするというところでもあります。

漏れのないようにはしますけれども、事案事案によって、警察署単位、あるいは本部が一括という形になります。

○今村少年課長 今回につきましては、教育委員会のほうを通じて連絡をとらせていただいております。

○渡辺委員長 そのほか、よろしいでしょうか。

○横田委員 暴走族についてお尋ねしたいんですけど、以前のような暴走族って今ほとんど見ないと思うんですが、最近、複数のバイクでワンワン言わせて走るバイクが結構目につきましたよ。信号無視もしているから何とかしてくれという住民からの相談もあつたんです

けれど、そういったのは把握されておられるのでしょうか。

○廣澤交通部長 今、県内で暴走族グループとして把握しておるグループはございません。ただ、週末等を中心に、夜間単発で仲間内で数台連ねて暴走行為等をやる若者がおります。

警察といたしましても、交通指導課に特暴対、特別暴走族対策の部隊というのがございまして、基本、夜間勤務をする形態で活動しておる組がおります。そういう組が夜間視察、あるいは検問いろいろやりますして、情報収集をしながら、単発暴走する者の把握等と指導をやっておるところではございますが、以前に比べて、ごく最近、少し暴走音が聞こえ始めたなという声は私どものほうにも伝わっておりますので、今また夜間のそういった対策強化をやってまいる所存でございます。

○横田委員 単発かもしれませんけれども、またそれがだんだんエスカレートして行って、以前のような暴走族みたいなものになるといけませんので、早目の対策といたしますか、それをお願いしたいと思います。

○渡辺委員長 ほかよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもって警察本部を終了します。大変お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午前10時59分休憩

午前11時2分再開

○渡辺委員長 委員会を再開します。

報告事項等について、企業局長の概要説明を求めます。

○函師企業局長 企業局でございます。よろしくお願いたします。

説明に入ります前に、一言お礼を申し上げます。

さきの常任委員会県内調査におきまして、渡辺委員長を初め、委員の皆様方におかれましては、三財発電所を調査いただき、まことにありがとうございました。

企業局といたしましては、今後とも職員一丸となりまして健全経営に努めてまいりたいと考えておりますので、委員の皆様方におかれましては、引き続き御指導、御支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、座って説明をさせていただきます。

お手元に配付しております文教警察企業常任委員会資料の目次をお開きください。

今回、企業局は、議案はございませんが、提出報告書関係が2件、その他報告事項が3件の合計5件でございます。

まず、Ⅰの提出報告書関係であります。平成29年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書及び平成29年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費繰越計算書でございます。

これらは、平成29年度予算に計上いたしました経費のうち、今年度に繰り越したものにつきまして、地方公営企業法第26条第3項及び同法施行令第18条の2第1項の規定により、御報告するものであります。

次に、Ⅱのその他報告事項でございますが、1件目は、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設——河川敷のゴルフ場でございますが、こちらの第3期の指定管理者の指定期間が本年度をもちまして終了いたしますことから、現在、準備を進めております第4期の指定について報告させていただきます。

また、2件目は、7月15日に一ツ瀬川県民ゴルフ場で開催いたします、宮崎県企業局電気事

業80周年記念コンペについて報告をさせていただきます。

最後に、企業局の発電所及び工業用水道施設で毎年実施をしております施設見学ツアーについて報告をさせていただきます。

詳細については、担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

○渡辺委員長 それでは、報告事項に関する説明を求めます。

○奥総務課長 それでは、平成29年度宮崎県公営企業会計（電気事業）に係る予算繰り越しについて御説明いたします。

お手元の平成30年6月定例県議会提出報告書のうち、企業局所管の繰越計算書を委員会資料におつけしておりますので、こちらのほうで御説明をいたします。

それでは、委員会資料の1ページをごらんください。

最初に、電気事業の予算繰越計算書について御説明いたします。

まず、建設改良費の繰り越しといたしまして、表の1段目のダム施設整備事業であります。これは、多目的ダムの管理者である県土整備部が行うダム施設の改良工事等に対して、企業局が事業費の一部を負担するものでありますが、表の一番右の列の説明のところがございますとおり、事業主体である県土整備部が関係機関との調整に日数を要したことなどによりまして予算の繰り越しを行うことから、企業局におきましても、これに合わせて予算の繰り越しを行ったものであります。

平成29年度の予算といたしましては、表の左から4列目、3億3,699万円を計上してありますが、そのうち年度内の支払い義務発生額

は8,431万4,110円で、翌年度への繰越額は4,033万7,759円であります。

また、予算計上額から、この支払い義務発生額と翌年度繰越額を差し引いた金額は、右から3列目の不用額2億1,233万8,131円であります。この不用額につきましては、国の予算が要望額どおり確保できなかったことによるものであります。

なお、全ての工事の完了は10月末を予定しております。

次に、表の2段目の上祝子発電所インバータ補修であります。

これは、上祝子発電所におきまして、昨年12月に水車発電機を制御する電源の変換装置が故障し、2号水車発電機が運転できない状態となったため、機器の取りかえ工事を行うものであります。

表の一番右の列の説明に記載しておりますとおり、機器の製作に日数を要したことから予算の繰り越しを行ったものであります。

平成29年度の予算といたしましては、表の左から4列目、240万円を計上してありますが、年度内の支払い義務は発生しなかったことから、その全額を繰り越しております。

なお、工事は5月に完了いたしております。

それでは、2ページをお開きください。

次に、電気事業の継続費繰越計算書についてであります。

この継続費の繰り越しにつきましては、2ページの表の左側の款及び項の列に掲載しておりますとおり、事業費の営業費用の繰越分と、3ページの款及び項の列に記載しておりますように、資本的支出の建設改良費の繰越分とに分かれております。

まず、2ページの綾第一発電所発電機自動制

御装置更新工事であります。

この工事は、設置後20年以上が経過した水車発電機自動制御装置の更新を行うもので、平成28年度から30年度までの3カ年の事業であります。

繰り越しの内容といたしましては、老朽化した既存の設備を取り除くための費用について繰り越しを行ったものであります。

継続費の総額は、左から4列目、232万6,000円で、平成29年度予算といたしましては116万3,000円を計上しておりましたが、年度内の支払い義務は発生しなかったことから、その全額を繰り越しております。

次に、3ページをお願いいたします。

まず、表の1段目、2ページと同じでございますが、綾第一発電所発電機自動制御装置更新工事であります。こちらは、自動制御装置を製作し、設置する費用について繰り越しを行ったものであります。

継続費の総額は、左から4列目、3億899万6,000円で、平成29年度予算といたしましては1億5,449万8,000円、28年度からの通次繰越額といたしまして3,920万4,000円、合計1億9,370万2,000円を計上いたしておりましたが、年度内の支払い義務が発生しなかったことから、その全額を繰り越しております。

次に、表の2段目の渡川発電所発電設備一括更新工事であります。

この工事は、渡川発電所が運用開始から60年以上が経過し、主要機器及び基礎部に老朽化が見られるため、最新機器の導入等を行う渡川発電所大規模改良事業のうち、発電設備を全て入れかえるものでありまして、平成29年度から33年度までの5カ年の工事であります。

継続費の総額は、左から4列目、30億3,564万円で、平成29年度予算といたしましては6,564万

円を計上しておりましたが、支払い義務発生額860万円を差し引きました5,704万円を繰り越しております。

最後に、表の3段目の渡川発電所取り付け道路工事であります。

この工事は、発電所までの取り付け道路の整備を行うものであります。渡川発電所発電設備一括更新工事に伴う水車・発電機等の重量物については大型トレーラーでの運搬となりますが、発電所までの市道は道幅が狭く、現状では運搬が困難であることから、取り付け道路の整備が必要となったものでありまして、平成29年度から30年度の2カ年の工事となっております。

継続費の総額は、左から4列目、2億5,000万円で、平成29年度予算といたしましては2億2,000万円を計上しておりましたが、支払い義務発生額1億274万5,693円を差し引きました1億1,725万4,307円を繰り越しております。

私からの説明は以上でございます。

○渡辺委員長 報告事項についての質疑はございませんでしょうか。

○中野委員 1ページのダム施設整備事業の3億3,699万の予算計上。説明が、国の予算が確保できたんで、それで不用額が出ましたって説明やったよな。

○奥総務課長 国の予算が確保できなかったということ。

○中野委員 それで不用額が出るわけ。

○奥総務課長 これは、県土整備部のほうで国に予算要望していて、その額に応じた金額分を予算化しておりましたが、要するに県土整備部のほうの予算が、国の要望どおりつかなかったということで、それに応じた額を企業局のほうでも繰り越しをしたということでございます。

○中野委員 不用額というのは終わったという

ことやろう。

○**奥総務課長** これは、平成29年度の予算額としてはもう使用しなかったということでございます。

○**中野委員** 国がつかんから、逆に金が余るのがおかしい。意味がようわからんですけれど。

○**平松工務課長** この施設整備事業につきましては、県土整備部のほうで事業を行います。それで、国に予算要望をするんですけれども、それに合わせて企業局の負担分がありますので、企業局もその負担額を予算計上するというようにしてあります。

それで、最終的に国費の予算が満額つかなかったということで、県土整備部のほうで優先順位を考えまして、箇所づけがされておまして、それでつかなかった分に、工事が施行されなかった29年分についての企業局の負担額が不用になったということで、その分が2億円相当となります。

○**中野委員** 当初予定していた事業はもう行わなかったということになるわけ。

○**平松工務課長** そうですね。当初予定されていた工事につきましては、国費がつかなかった分に該当する企業局の負担がなくなったということで、事業が行われなかったので、負担する金額も負担しなくてよくなったということです。

○**中野委員** だから、私が言いたいのはね、国が補助金がつけば事業しますよ、国の負担がつかんければ事業しませんでしたと。それだと、そんないいかげんな事業だったのというふうに聞こえるわけ。せんでもいいようなやつに2億5,000万とかよ。

○**土屋副局長(技術)** ダムの施設整備につきましては、多目的ダムということで、それぞれ河川管理者、それと利水者である我々企業局の

電気事業者等で、全体事業負担割合は決まっております。

県土整備部が事業主体になりますので、平成29年度の全体事業費を国に要望します。要望をした後に国からの内示がありますけれども、その内示の差額はどうしても出るようになります。県土整備部の場合は、年度最後の2月議会で補正予算ということで、その内示の額は落とすんですけれども、企業局は不用額という形で、同じ予算の作業をするというような処理をしております。

○**中野委員** 私は事務手続を聞いているわけじゃない。国の予算がつかんかったら、その事業はせんでもいいような、そんな安易な事業内容だったかと聞いたわけ。

○**土屋副局長(技術)** 当初予定しておりました事業につきましては、また引き続き次年度事業で要望していくという形で実施をすることになります。

○**中野委員** 国の補助金がつかなければ、ずっとそのまましておいても不具合はないという話やね。そう聞こえる。必要なら、しっかり自前でせんといかんし、何かいいかげんじゃな。

○**函師企業局長** 中野委員の御指摘はそのとおりだと思いますけれども、現実問題として、国の補助金がつかなければ県の単独事業でやるかという話になります。これは、県の財政にとって非常に厳しいというのが実情でございます。県土整備部、それから我々企業局も含めて、やむを得ず事業を先延ばしをしているという状況になっております。

先延ばしをすることで、例えば施設の老朽化がさらに進むとか、そういうリスクは当然あるわけですが、それについては、日常の点検をしっかりやったり、あるいはふぐあいが出

れば、そのときに応じて補修をやったり、そういうことで寿命を延ばして、そして国の次年度の予算要望をして、予算が要望どおりつけば実施をしていくと、そういうのが実情でございます。

○中野委員 まあいいですけれど、新規からして、決算になると繰り入れとかね。何かあれ見ると、大体国との関連は前年度につくかつかんかいろいろやった上での予算計上やからね、と思うたんやけれど、まあいいです。つかんかったら繰り入れたりとかね、何かそこ辺がひっかかるもんで。まあいいです。

○渡辺委員長 ほかございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○新穂経営企画監 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設における指定管理者の第4期指定について報告をいたします。

委員会資料の4ページをお開きください。

企業局では、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の管理運営について、平成18年度から指定管理者制度を導入しておりますが、今年度末で第3期指定期間が終了することから、来年度からの第4期指定管理者を募集するものであります。

まず、1の現在の管理運営実績についてであります。1の指定管理業務の概要にありますとおり、施設の概要としましては、ゴルフコース、サービスセンター及び駐車場でありまして、指定管理者は一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター、指定期間は平成26年度からの5年間となっております。

(2)の施設利用状況につきましては、表に

ありますとおり、指定期間の初年度であります平成26年度には、3万3,982人の利用者がありました。徐々に減少し、昨年度の利用者数は2万9,840人となっております。

(3)の施設の収支状況ですが、これは指定管理者の収支状況であります。平成26年度と27年度は黒字、28年度と29年度は赤字となっております。

(4)の管理運営状況につきましては、各種の割引料金やポイントサービス、主催コンペの実施や幹事お任せセンターの運営などを行っております。

(5)の評価及び課題としましては、県内ゴルフ人口の減少傾向や周辺ゴルフ場との利用者獲得競争の激化の影響もあり、指定期間中の利用者数は毎年度減少し、結果的に収入の減少と収支の悪化を招いております。

施設の維持管理は適切に行われていると評価しておりますが、利用者増及び収入増に向けた一層の取り組みが求められると考えております。

5ページをごらんください。

2の次期の募集方針案についてであります。

まず、(1)の指定管理者の業務の範囲は、施設の利用許可や料金の収受などの施設の利用に関する業務、施設の維持及び保全に関する業務及びレストランの運営などのその他施設の運営に関する業務であります。

(2)の指定期間は、平成31年度からの5年間で、(3)の利用料金ですが、全て指定管理者の収入といたします。

(4)の納付金額ですが、これは、指定管理者から企業局に納めてもらう納付金ですが、基本納付金額は年額1,900万円とし、年間利用者数が3万1,500人を超えた場合は、超えた人数に対して1人当たり1,000円の追加納付をして

もらうこととしております。

(5)の募集概要につきましては、募集期間を7月2日からの2カ月間としておりまして、

(6)の資格要件につきましては、①から⑧に掲げる要件としております。

6ページをお開きください。

(7)の選定につきましては、①の審査の流れの表にありますとおり、申請書類に基づく資格審査の後に、外部委員で構成します指定管理候補者選定委員会において審査を行いまして、その審査結果を企業局長等で構成します指定管理候補者選定会議で確認の上で、指定管理候補者を選定することとしております。

なお、②に指定管理候補者選定委員会委員の名簿を、③に指定管理候補者選定会議委員の名簿を記載しております。

(8)の選定基準であります、①の住民の平等な利用が確保されることから、⑤の事業計画書の内容が、地域への貢献及び地域との連携を考慮したものであることまでの5つの基準で審査することとしております。

7ページをごらんください。

(9)の審査項目と配点についてであります、表の左側の欄にあります、先ほど御説明いたしました選定基準ごとに、中央の欄の審査項目に掲げている項目について審査を行い、採点を行います。また、選定基準ごとの配点は右側の欄に記載しておりますが、②の事業計画と④の管理運営能力に重点を置いた配点としております。

最後に、3のスケジュールであります。6月6日の第1回の選定委員会で募集方針等を検討したところでありますが、今後、7月2日からの2カ月間の募集期間を経て、10月上旬に選定委員会による審査を行うこととしております。

その後、10月中旬の選定会議で選定委員会の審査結果を確認した上で、指定管理候補者を選定いたしまして、11月定例県議会にお諮りする予定としております。

指定管理者につきましてはの説明は以上であります。

引き続きまして、宮崎県企業局電気事業80周年記念コンペにつきまして御説明いたします。

委員会資料の8ページをお開きください。

1の趣旨であります、宮崎県企業局が、昭和13年、1938年の県営電気建設部としての発足から数えて80周年を迎えましたことから、電気事業を初めとする企業局の事業推進に対する県民への感謝の意を示すとともに、さらなるPRを図ることを目的に、記念事業の一環といたしまして、一ツ瀬川県民ゴルフ場でゴルフコンペを開催することとしたものであります。

なお、当日はプレーヤーとして、河野知事にも参加していただく予定としております。

2の開催日であります、平成30年7月15日の日曜日を予定しております。

3の参加資格であります、参加はオープン参加としておりまして、どなたでも参加が可能となっております。

4の参加人数であります、全体で140名程度を予定しております。

5の参加費につきましては、無料としておりまして、上位入賞者への賞品のほか、飛び賞や参加賞も準備しております。

6のプレー代につきましては、食事代を含めまして4,400円としております。なお、18歳未満の場合は1,000円、同じく80歳以上は2,270円となり、食事代は別途となります。

また、電動手押しカートや乗用カートを利用される場合は、別途料金が必要となり、乗用カ

ート利用の場合はプラス300円の4,700円となります。

7の申込方法ですが、直接一ツ瀬川県民ゴルフ場に申し込んでいただくこととしております。

議員の皆様にご案内いたしましたところ、お忙しい中、既に多数の参加申し込みをいただいております。まことにありがとうございます。

今回の記念コンペを通じまして、企業局のPRとあわせて、ゴルフ場の一層の利用促進にもつなげてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○平松工務課長 引き続き、企業局施設見学ツアーについて御報告いたします。

資料の9ページをごらんください。

1の発電所についてであります。

(1)の目的であります。発電所施設見学ツアーは、地元の小学生を対象として、地球温暖化の主な原因である二酸化炭素をほとんど発生しない水力発電の仕組みやダム役割等について、教育や啓発を行うことを目的としております。

次に、(2)の内容であります。発電所内の水車、発電機の見学や水車模型により発電の仕組みを体験及び学習してもらうものです。下のほうの写真は、先月実施いたしました綾第二発電所の施設見学ツアーの際の写真です。

次に、(3)の昨年度の実績と今年度の取り組みですが、昨年度は、3カ所の発電所で国富町立森永小学校の4年生など、合計108名に参加していただきました。

今年度は、第1回目を5月11日に、綾第二発電所において、綾町立綾小学校の4年生を対象に、また、2回目を5月24日に、石河内第一発電所において、木城町立木城小学校の4年生を対象に開催したところであります。

なお、11月16日には、岩瀬川発電所において、都城市の高崎町内にある小学校の4校の4年生を対象に開催を計画しているところであります。

次に、(4)の効果であります。参加した子供たちからは、電気には水力発電があることを初めて知った、電気のつくり方がわかってよかった、発電に使う川の水は、川に返すなんてエコだと思った、発電所の人たちのおかげで住みよい暮らしができていたと感じたなどの感想が聞かれました。

このツアーにより、発電所の仕組みや企業局の事業についての理解が深まるとともに、環境に関する意識の啓発にもつながったものと考えております。

10ページをお開きください。

2の工業用水道施設についてであります。

(1)の目的であります。地元の小学生を対象に、細島工業団地の企業へ給水を行っている工業用水道施設の役割や仕組み等について、教育や啓発を行うことを目的とし実施しております。

次に、(2)の内容につきましては、浄水場や配水池の施設見学、細島工業団地の工場見学を行ってもらうものです。下の写真は、昨年度の見学の際の写真です。

次に、(3)の昨年度の実績と今年度の取り組みについてですが、昨年度は11月21日に、日向市立大王谷学園初等部の4年生126名に参加していただきました。今年度は11月に、日向市立*日知屋小学校4年生の児童を対象に実施する予定としております。

次に、(4)の効果ですが、工業用水道の役割について理解していただくとともに、地元企業のことや工場で働く人の話を聞いてもらうこと

※22ページに訂正発言あり

により、社会への関心が深められることを期待しております。

私からの説明は以上であります。

○**渡辺委員長** その他報告事項について、質疑はございませんでしょうか。

○**中野委員** もともと何で指定管理者になったかということ、いかに経費を下げ、いいサービスをしてもらって、行政経費をいかに少なくするかという目的でできた制度なんですよ。

今回交代だからいいけれど、例えば指定管理者の施設の収支状況となると、マイナス500万。だから、今までよう頑張るとなると私は思って。手出しはいろいろ出したりする話があるけれど、トータル的には運営するために、企業局として何ぼ補填しているか、貸し付けているかというのが、我々としては一番知りたいわけ。

これでいくと29年度は、最終的にはマイナスだけれども、その中で運営はできるということ。それとも企業局から貸し付けんといかんという話になるのか、そこら辺はどうなる。

○**新穂経営企画監** 昨年度は、指定管理者500万の赤字になっておりますが、この赤字に対しまず補填は企業局からはやっておりません。それまでの財団の留保資金の中から補填しております。現在持っている資金としては、三百数十万残っております、昨年度末の状況ではすぐさま経営に影響があるというところではございませんでした。

○**中野委員** 最終的には独自でやり切れるかどうか、補填が続きだしたときは、存続をどうするかという話でね。運営ができとる間はそんな問題ないわけで、今後の資料としてはそういうのを、ぜひお願いします。よう頑張るとなると思ったけれど、これで見ると手出しかなと思って。

○**横田委員** 次期の納付金額1,900万、これは値下げをするということなんですかね。

○**新穂経営企画監** 現在は2,000万円の納付金額であります。それを、近年利用者数が減っているということもありまして、赤字が出たと。企業局としても事業会計は大変厳しいんですけども、その中で、あと100万ぐらいは頑張れるかなということ、100万下げまして、指定管理者の負担を下げることを考えておるところであります。

○**横田委員** 今度新たに募集するということになるんですけど、ゴルフ人口の減少とか、周辺ゴルフ場との競争が激しくなっているということで、ここ2年間赤字経営になっていると。もしかすると応募がないということも考えられますよね。そういった場合はどうなるんですかね。

○**新穂経営企画監** 現在の第3期の募集のときには、財団1社でございました。今年度、募集に関しましては複数のところから応募があるように努力はしたいと考えておりますが、今のところ、現在の指定管理者が今年度も応募したいというふうには聞いております。

万が一応募がなかった場合は、企業局独自で運営していかないといけないということで、大変厳しい状況になりますので、どうかしまして、たくさんの応募があるように広報に努めていきたいと考えております。

○**函師委員** このスポーツレクリエーション施設を赤字で受けてくれる企業が果たしてあるかどうか非常に心配で。内部留保金が300万程度ということですから、29年度のような赤字ですと破綻してしまうのが目に見えているわけで。努力はされるんでしょうけれども、企業局として、このレクリエーション施設を維持しなければ

ばいけないのか、もしくはもう閉鎖して、現状維持の管理だけすればいいとも考えられないのか、そこら辺はいかががですか。

○**新穂経営企画監** 現在、ゴルフ場は3万人近い利用者数がございます。そして、利用者の大半が高齢者ということで、十分ニーズとしては存在意義があると考えております。

しかしながら、利用者数がこれ以上減りまして、運営するのが厳しいという状況が続きますと、存続していくのは大変厳しい状況であろうと考えております。

来年度から第4期指定ということで、5年間お願いするわけですけれども、その状況を見ながら、今後の継続、あるいはどうしていくのかというのは、今後5年間の中で考えていきたいと考えております。

○**中野委員** 問題は、台風が来たときなんかには休止して、後の材木さらい、あれは大体経費としてはどれぐらい要る。1回あんなのが来た場合の。

○**新穂経営企画監** 平成28年度に冠水しまして、5日間閉鎖しております。そのときの企業局が負担した費用が150万程度です。この28年度ときは、1メートルぐらい冠水しまして、それほど材木等がなかった、そしてコースが壊れなかったことから、砂の除去とか、土の除去だけで済んだものですから、その程度だったということがあります。

ただし、一遍冠水しますと、なかなか乾かない状態になりますので、営業を始めても、1カ月程度はずっと影響が続いたという状況でありました。

○**中野委員** そういふときの契約はどうなってる。指定管理者の負担というのは。

○**新穂経営企画監** 契約書に記載しております

て、現在の協定によりますと、200万までの負担は指定管理者となっております。いろいろ施設を運営していく中で、修繕をしないといけない部分が出てきますので、1件当たり100万以下の修繕工事は指定管理者が負担しまして、合計で200万までは指定管理者が負担していただく。200万を超えた場合は企業局が負担するという契約にしておりまして、28年度の場合はトータルで350万ほどあったということで、200万を超えた150万を企業局が負担したことになっております。

来期からの指定管理者については、この負担限度額を200万から150万に下げまして、指定管理者の負担を軽減して、応募しやすいような工夫はしております。

○**渡辺委員長** ほかによろしいでしょうか。

○**平松工務課長** 工業用水道施設の施設見学の今年度の取り組みの11月予定のところなんですけれども、小学校名を日知屋小学校と説明しましたが、日知屋東小学校に訂正いたします。

○**渡辺委員長** わかりました。その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渡辺委員長** それでは、以上をもって企業局を終了いたします。ありがとうございました。

暫時休憩します。

午前11時40分休憩

午前11時44分再開

○**渡辺委員長** 委員会を再開いたします。

報告事項等について、教育長の概要説明を求めます。

○**四本教育長** 教育委員会でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、御礼を申し上げます。

4月に開催されました第34回宮崎県青年団協議会定期大会に、横田委員に御臨席をいただきました。まことにありがとうございました。

また、5月に開催されました宮崎県高等学校総合体育大会、そして今月開催されましたみやぎ県民総合スポーツ祭の開会式に際しまして、渡辺委員長を初め、議会からも多くの皆様方に御臨席をいただきました。まことにありがとうございます。

この場をかりまして、厚く御礼を申し上げます。

次に、説明に入ります前に、2点御報告をさせていただきます。

1つ目は、大阪北部を震源とする地震に関して、県内の学校への影響等についてでございます。

まず、今週、関西方面への修学旅行を予定しておりました中学校につきまして、本日の時点で延期が決定をしている学校や延期を検討している学校が十数校ございます。

また、プールのブロック塀の倒壊で、登校中の女子児童のとうい命が失われましたことから、各市町村教育委員会に対しまして、学校施設のブロック塀などの非構造部材の点検を行い、危険と思われる箇所及早急な改修等を依頼したところであります。

今後も、市町村や関係機関との連携をさらに進めながら、学校施設や通学路等の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

2つ目は、先日開催されました全九州高等学校体育大会バスケットボール競技大会におきまして、本県代表の延岡学園高校の選手が審判員を殴打してけがを負わせるという事案がございました。暴力行為はあってはならないことであ

り、県教育委員会といたしましても、今回の事案を真摯に受けとめて、再発防止に努めてまいりたいと考えております。

ここからは座って御説明をさせていただきます。

それでは、文教警察企業常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。

今回御審議いただきます議案及び議案以外の報告事項はございません。

その他の報告事項といたしまして、宮崎県立高等学校教育整備計画（後期実施計画）についてと、前回の常任委員会でお求めのありました平成30年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況についての2件を報告させていただきます。

私からの説明は以上であります。詳細につきましては、この後、引き続き高校教育課長が説明いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○渡辺委員長 その他報告事項に関する説明を求めます。

○川越高校教育課長 初めに、宮崎県立高等学校教育整備計画（後期実施計画）について説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

まず、1の経緯についてですが、ことし3月の常任委員会において、パブリックコメントにかける前の素案について御説明いたしました。

その後、3月19日から4月17日までのパブコメの実施により、県民の皆様からの御意見をいただきました。

いただきました御意見等については、修正を求めるものではなかったことから、去る5月24日に開催いたしました定例教育委員会において、素案どおり決定いたしました。

次に、2の本計画(素案)に対するパブリックコメントの結果及び3のパブリックコメントへの対応についてをごらんください。

パブリックコメントの結果については、3月19日から4月17日までの約1カ月間の募集期間内に、10名の方々から15件の御意見をいただきました。

2ページの別紙資料1をごらんください。

この別紙資料1は、県民の皆様からいただいた御意見と県の考え方をまとめたものであります。表の左端に整理番号、その次の欄は後期計画の冊子の対応ページを示しております。

いただいた御意見の要旨の内容を整理番号順に簡潔に紹介いたします。

整理番号1番が、国際化・グローバル化に対応する人材育成の推進に関する御意見です。

これにつきましては、表の右側に県の考えを記載しておりますが、郷土愛を育むとともに、国際的な視野で、地域の諸課題を解決する主体的・積極的な資質や能力を育てたいと考えております。

次に、整理番号2番から5番が特色ある高校づくりに関するものでありまして、1学級の定員、通学区域の設定、地域や保護者の学校運営への参画の推進、高校入試の全国卒に関する御意見です。

各学校の特色づくりについては、地域や保護者の学校運営への参画等の推進や高校入試の全国卒の導入について検討を行いながら進めてまいりたいと考えております。

次に、整理番号6番及び7番が、高校再編の基本的な考え方について、生徒の通学時間や距離の基準や、地域バランス等の基準を設定してほしいとの御意見です。

今回の後期実施計画では、平成34年度まで、

原則、統廃合は行わないとしたところです。これからも生徒・保護者・地域のニーズに配慮しながら、教育環境の充実に努めたいと考えております。

表の一番下、整理番号8番が、福島高校の存続に関する御意見です。

再び1ページ目をごらんください。3のいただいた御意見を検討した結果についてであります。

具体的に、後期実施計画の修正を求める御意見はなく、今後の取り組みに反映されるよう配慮してほしいとの御意見であったことから、修正が必要な箇所はないと判断したところです。

これらいただいた御意見については、今後の取り組みの参考にさせていただきたいと考えております。

次に、資料の3ページをお開きください。

県立高校生の就職内定状況につきまして御説明いたします。

この表は、各地域で産業構造も変わることから、地域別にまとめております。

それでは、具体的に宮崎地区を例にとって御説明いたします。

宮崎地区には高等学校が10校ありますが、1行目の宮崎大宮高校では、県外就職者が1人のみということで、県内就職率は0%となっております。

10行目の本庄高校では、48人の就職者に対して、県内就職者が45人ですので、県内就職率は93.8%となり、この地域で一番高い県内就職率となっております。

一方、この宮崎地区の職業系の学校で、県内就職率の一番低い学校は、2行目の宮崎工業高校の38.2%となっております。

しかしながら、この地域で一番就職者数が最

も多い学校も宮崎工業高校で、その数は73人となっております。

このような状況は、他の地域でも同様に見られます。一般に宮崎県の工業系の学校の県内就職率が低いと言われておりますが、北諸地区では17行目の都城工業高校が65名、東臼杵地区では29行目の延岡工業高校が85名と、県内就職者数ではその地域で一番多い学校となっております。

また、6行目の宮崎海洋高校につきましても、県内就職率が39.1%と低くなっておりますが、これは、海運業や造船業などの企業が県内に少ないことなどが影響していると思われまます。

下から2段目の欄の右端にあります県内就職率の合計は57.4%となっております。一番下の表に平成28年度の就職状況を示しておりますが、平成28年度と比較いたしますと、3.0ポイントの伸びとなっております。

説明は以上であります。

○渡辺委員長 報告事項の説明が終わったところですが、質疑につきましては午後行わせていただきます。午後の委員会は1時10分再開とさせていただきます。暫時休憩します。

午前11時54分休憩

午後1時8分再開

○渡辺委員長 その他報告事項についての説明を受けたところですが、委員の皆様から質疑がございましたらお願いいたします。

○中野委員 この後期実施計画は全くゼロから作り出したのか、ある程度、前期のところのが入ってできたのか、ちょっとそこだけ。

○川越高校教育課長 後期実施計画は、前期計画、中期計画、後期計画とありまして、この後期計画は、平成31年から34年までの計画となっ

ております。前期計画が3年、中期計画が3年、後期計画が4年の合計10年の実施計画期間となっております。

○中野委員 だから、中期があつて後期があつて、後期は1からつくったかどうかということを知っている。

○川越高校教育課長 中期計画の流れを受けまして、後期計画の内容については検討しております。ゼロから作り上げたものではなく、中期計画の流れを踏まえて、後期計画は策定しております。

○中野委員 これを、我々が1から10まで読み取って中身見るのは大変なんだけれど、例えば、後期計画は前期と中期があつて、その反省点ではないけれど、新しい課題とか、そういうのがこれに載ってるかどうか。そこの分だけ、簡単でもいいけれど、もし説明ができれば。

○川越高校教育課長 前期計画と中期計画の総括みたいなのは、後期計画には掲載していませんが、中期計画に関しましては、例えば学校の再編整備、再編統合等がありましたが、後期計画に関しましては、原則として再編整備を行わないこととしまして、どちらかといいますとソフト面、内容面といいますか、そうした制度面の見直しという形の内容となっております。

○中野委員 資料の3ページ、就職内定者状況。要は、県外就職者をいかに県内に持っていくかという話だと思うんだけど、私は、やっぱり一生の職業につくわけで、極端な言い方をすると、宮崎県にもこういうところがありますよと説明をするのはいいけれど、そこから先はやっぱり個人、親の話で、あんまり県内に就職しなさいという話やないと思っているわけ。ましてや、中には、高校によっては途中退職者というのかな、それが少ないとか自慢する校長先生が

おったけれど、そんなの一生の話だから、就職したところが、自分の思っていたところと全然違うから変わりますよというの、私は別にいいことやねえかなと思ってる。

私が言いたいのは、この県外就職者を県内にするために、例えば、教育委員会の予算が2,000万円ぐらいやったかな。それと、商工観光労働部でも持っているわけ。恐らく、トータルしたら4,000万から5,000万になるんじゃないかな。だから、この県外就職者997人に対して4,000万とか使うことが、果たしてどうなのかという話なんです。

私が知りたいのは、この中でどうしても県内に残りたいけれども、自分が希望する職種がなかったとか、そういう人たちが行つとるわけで、そういう人たちをどうするかというのはやっぱりどういう企業をつくっていくかという話になって、要は県内におりたいけれど県外に行つたという人たちを主体的にやるとか。

それと、やっぱり工業系が多いわけ。キヤノンなんかも来たけれど、ああいうところはみんな組み立て作業なんです。だから、工業系を出た人が組み立て作業を希望するかって、俺はそうじゃないだろうと思う。やっぱり職種に合って、将来性を見込んだ人たちが行くわけで、だから、もうちょっと、県外に行く人たちの要望調査をして、それをやるべきじゃないかなという話で。

それと、何と云っても、今から売り手市場から、学校に就職説明会の機会を設けますよと言え、もう必死で企業は採用に走るわけやから。インターンシップなんかも同じことやって、30年前からやっている話。

だから、やっぱりもうちょっと効率的なやり方を考えるべきじゃないか。同じ工業系で、採

用先、就職先を見てごらん。同じ企業がずっと何年も出とるはずやと。だって、昔、就職難のときには、そういう企業にお世話になったからと言って、就職担当の人が無理やり採ってもらったりとか、そういう関係もあるから。ただ、一律、予算をつけて、就職説明会、県内に残らなさいという話じゃないだろうと言いたいわけで、それだけです。

○四本教育長 基本的には中野委員のおっしゃるとおりだと思ってるんですが、その中で、しかし、県内、特に産業界の要請としては、どうしてもやっぱり人手不足で、これはたまらんと。県外に出る分を何とか少しでも県内に残せないかということがあって、商工観光労働部関係は当然として、教育委員会もそれに応えざるを得ないということもあって。今まで県内企業が理解されてないということによって、県内に目が向いていない部分があるとすれば、それはやっぱり理解させようということ。もちろん無理やり県内に就職させるということは当然できませんし、そういう意味では、もちろん限界があるといえますか。

ただ、例えば、日機装という会社が誘致で来ておりますが、あの辺は非常に技術の高い、いわば物づくりの技術の企業であって、そんなわけにはいかないかもしれませんが、ああいう企業がふえれば、工業系の、今まで物づくりが好きで、機械いじりが好きで、だけれど、県内にはそういう生かせる企業がないと言って県外で出ていた子供たちは、少なくともある程度入ってくるんじゃないか。

キヤノンは、おっしゃったように、どっちかという組み合わせが多いんで、必ずしも工業系を引きとめることにはならないと思いますが。

それと、教育委員会の本音としては、ああい

う技術力の高い企業がたくさん来ていただけると、あんまり心配しなくても県内の就職が高くなっていくんじゃないかというふうには思っております。

○中野委員 4,000万を900で割ったら単価が1人何ぼかかる。するなという話じゃないわけ。インターンシップやればいいというもんじゃないし、やっぱり中身をしっかり分析して、ぜひ効率的に。

○函師委員 先日、都農町議会から都農町議会が議決した都農高校の閉校について再考を求める内容の意見書が県議会に届けられております。これは教育委員会にも提出があったと思うんですけども、なぜこの内容がきょうの委員会で報告されないのでしょうか。

○川越高校教育課長 6月14日に都農町議会からの要望書を受け取っております。その際、都農町議会の議長様からもお話を伺い、都農高校に対する気持ち等も伺いました。

しかしながら、この都農高校の閉校につきましては、平成28年12月の教育委員会で付議され、既に決定された事項であり、閉校の方針ということにつきましては、この委員会にも御報告していると考えております。

したがいまして、都農町には、また、しかるべき方法でお伝えし、御理解を賜りたいと考えております。

○函師委員 この意見書は、そんな軽く扱われるような意見書ではないと思っております。都農町議会がということは、都農町の総意で議決された内容が公式にちゃんと県議会と教育委員会に届けられたわけですから、もし私がこれを指摘しなければ、この意見書が提出されたことが表に出ることなく流されておったということでしょうか。

○川越高校教育課長 表に出ることがなく流すという意味ではなく、しかるべき対応をとりませんが、結論としては、やはり都農町議会のほうに、この閉校の方針を改めてお伝えし、御理解を願うという形になろうかと思えます。

○函師委員 いや、そういうことを言っているのではなくて、これは公的なちゃんとした意見書が提出されているわけですから、県民も知る権利が十分あるかと思えます。それを、教育委員会から提示されないということは、明らかにこういう問題、こういうような動きがあるということを公にしたくないというあらわれとも受け取られかねないんですが、いかがでしょうか。

○川越高校教育課長 こちらといたしましては、そのような考えを公表しないというのではなく、もう既に閉校の方針が決定しておりますので、改めて、その内容を検討することはないと考えているところであります。

○函師委員 いつまでもこの議論をしたくないんですが、この議決された意見書が出ているということを、いつ公表するはずだったんですか。

○川越高校教育課長 意見書をいただきましたのが6月14日で、まだ、その回答の方法については決定しておりません。

○函師委員 次の常任委員会の中では、また、改めて都農町側にどのような理解を求めたかの報告まであわせてしていただけたということでしょうか。

○川越高校教育課長 都農町に返答しました内容、都農町のお考えにつきましては、また、御報告いたしたいと考えております。

○函師委員 その意見書の中に、非常に私が心配する内容が書かれておまして、つまりこの都農高校が今、生徒数が回復している中に、閉

校の計画が、もう見直しがないうまま進んでいるという内容があり、また、その閉校についての説明に関して、町当局や町民、生徒、保護者に対して説明がないままに閉校が決定されたというような文言が書かれてあるんですが、この閉校に至るまでの経過説明とかを、都農町及び都農高校、また、保護者にはどのようにされてきたんでしょうか。

○川越高校教育課長 都農高校につきましては、平成27年度の学校教育改革推進協議会地区別協議会の児湯地区部会において4回議論されております。その中で、児湯地区の生徒数が減少していく現実の中、3校の存続は厳しいという結論に至っております。

そこで、児湯地区の中学生が大幅に減少する中、3校が存続するという形になれば、3校が、年々規模が縮小化し、児湯全体の活力が低下していくことが懸念されるということが議論されております。

したがって、そういった地区会を経まして、児湯地区の方々への理解は深まっていると考えております。

○函師委員 質問の答弁になっていないんですけども、この閉校の過程について、都農町及び高校、生徒、保護者に対してどのような説明を行ってききましたかと聞いています。

○川越高校教育課長 都農高校に関しましては、先ほどの平成27年度の学校教育改革推進協議会の議論を踏まえまして、都農町を訪問いたしまして、都農高校閉校に至る過程を説明しております。

○函師委員 それでは、保護者なり生徒に関しては、どういう説明をされてきたんですか。

○川越高校教育課長 都農地区の先ほどの学校教育改革推進協議会の都農部会の代表に、保護

者の代表が参加しておりますので、保護者に関しては、説明してまいりました。

また、生徒につきましては、募集年度の前年に、都農高校が閉校になるという方針については説明をしております。

○函師委員 それは、県当局が直接出向いて説明されたということですか。

○川越高校教育課長 学校教育改革推進協議会には、県教育委員会も参加しております。また、都農高校の高校生向けの説明というのは、こちらが直接出向いたわけではなく、募集要項の発表という形で説明をしております。

○函師委員 私は、全く不足をしておると思います。また、都農町を訪れて説明をされたと申されましたが、そのとき都農町側からの理解は得られているんですか。

○川越高校教育課長 大筋のところでは、この都農高校の閉校については、やむを得ないという形での理解は得られたと考えております。

○函師委員 それは、私、都農町側に、都農町側と共通認識ということで、そういう理解で伝えていいですか。

○川越高校教育課長 今回、議会からこのような意見書をいただいたということは、必ずしも全体の認識には至っていない部分もあったのではないかと思います。

ただ、こういった統廃合に関しましては、やはりそれぞれ一人一人の大きな思いというのがありますので、少しでも可能性があればということで、都農町議会側からも要望書を受け取るタイミングにお聞きいたしました。

基本的な流れとしては、理解しながらも、やはりあと一つ、わずかな可能性にでもかけてみたいという思いのあらわれではないかと思っております。

○**図師委員** 先ほど、パブリックコメントの説明もあったんですが、パブリックコメント幾つか出されている内容の中では、後期計画については、修正を求める内容がなかったの、素案のとおり後期計画は提示させてもらいましたというような説明がありましたけれども、パブリックコメントももちろん大切なんです、これはインターネットなり、ファクスもしくは郵送において県民から公的な意見を求める内容ですから、これはこれで悪くはないんですが、それ以前に、都農町側からは、都農町長も議長も教育長も何度か直接県庁まで足を運ばれ、教育委員会、教育長とも話をされた中で、今まで再三にわたり、見直しをしてくれと、撤回してくれというような働きかけがあったわけなんです、そういうものが、何かこの後期計画には反映されているんでしょうか。

○**川越高校教育課長** 後期計画におきましては、基本的に学校の統廃合は、計画期間には行わないとしたところであります。

その後期計画においては、それぞれの学校の制度面やコース、あるいはベースの見直し等、さまざまな魅力づくりを行いまして、学校自体の魅力を高めていくと。統廃合ではなく、学校自体のそれぞれの魅力を高め、活力のある学校をつくっていききたいと、そういう方向で考えております。

○**図師委員** パブリックコメントの内容を尊重されるような説明があったものですから、そのコメントを尊重する以前に、実際、足を運んで説明されてきた意見が全く尊重されていないというのが非常に残念であります。

また、私の手元に過去5年間の各県立高校の合格者数の資料をつくっていただいて、提出いただいたんですが、これを見ますと、過去5年

間で県が示しますその適正規模、1学年4クラスから8クラス、1学級40人以上、これを満たしていない学校は複数校あります。それも、5年連続で満たしていない学校は——都農高校は、最近生徒数が回復しておりますが、ほかにも飯野高校や福島高校、日向工業高校もそうですが、複数校ある中で、どうして都農高校だけが。先ほどの後期計画の資料10ページにもありますように、適正規模に満たない高校については、さらに1学級の削減をせざるを得ないことが予想される場合には、統廃合を検討しますというような文言がうたわれているにもかかわらず、なぜ、後期計画で統廃合の計画が出てこないのか。いわゆる都農高校を統廃合することと整合がとれるような後期計画になっていないと思うんですけれども、そのあたりの見解はいかがですか。

○**川越高校教育課長** 委員御指摘のとおり、現在、定員を満たしていない学校は30年度の入試で19校ございます。また、定員未充足が続いている学校も15校ほどございます。

その中で、この都農高校が中期計画内で統廃合となった最大の要因は、やはり、児湯地区の中学生の人口減少で、このことに関しましては、後期計画の資料の20ページになりますが、人口減のグラフが提示してあります。定員割れの状況という点は、議員の御指摘がありましたように、ほかの学校もあるわけですが、学校のある所在地、地域の状況、さまざまな要因を加味して検討する中で、児湯地区においては、最も県内の中期計画の期間におきまして、人員の減少が大きいということで、児湯地区の県立高校の活性化という視点から、都農高校の統廃合に至ったところであります。

また、都農高校は、この計画検討に至るまで

の間、かなりの長期間にわたりまして、大幅な定員割れが続いておりまして、4学級から3学級に減員したにもかかわらず、その回復が見られませんでした。

そのようなことから、都農高校の統廃合の決定に至ったところであります。

他の地区におきましては、統廃合を全く検討していないという意味ではなく、後期計画の10ページ、後期計画の基本的な考え方にありますように、1学年4学級以下の高等学校を対象とした新たな統廃合の予定はないとしながらも、ただし、大幅に定員を満たさない状況が続くなど、さらに1学級の削減をせざるを得ないことが予測される場合には、基本方針を踏まえ、統廃合の検討に入ることがありますと明示しております。

したがって、原則として、この後期計画期間の統廃合はないとしながらも、生徒数の大幅な減少等の別の要因があった場合は、また、検討に入ることとなります。

○図師委員 もうこれは一般質問でも何度か取り上げておりますので、その説明もその都度聞いてきておるわけなんですけど、やはり後期計画の中で、せめて都農高校よりも生徒数が少ない高校が統廃合の対象になるのであれば、涙を飲んで、そういう一貫性のある計画なんだなというところで、都農側も理解されると思うんですけど、都農高校よりも現在生徒数が少ない、それも複数年生徒数が少なくなっている高校があるにもかかわらず、先に都農高校がというのは、それは納得してくれというのがかなり無理な話で。もし都農高校がここで歯どめがきかないのであれば、今言った14校、15校というのも、軒並み今後統廃合の対象になっていかないと、また、その関連性がないと、やっぱり納得いく計

画にはならないと思うんですが。なぜ、後期でほかの統廃合をしないと言い切るような方針を出したんでしょうか。

○川越高校教育課長 先ほど申しましたように、原則として統廃合する方針ではありませんが、その統廃合ということの検討が全くないというわけではございません。

また、これから先の統廃合というのは、先ほど、委員の御指摘にありましたように、簡単に、例えば大幅に定員が割れているところから順番にしていくというようなことが、成り立たない難しい状況にあらうかと思えます。地域における状況、交通の便、また、宮崎県も海岸べりや山間地では、やはりその条件が同じではありません。

したがって、その地域においての学校というのが、どのような状況であるのかという要素で、総合的な見地から考えませんと、順番に定員割れの多いところからというような一律の尺度で見ていくことは、かえって学校というものを統廃合の方向に追いやってしまうことになるのではないかと思います。

また、パブリックコメント、10件ほどいただきましたが、その多くが、やはり地域の学校の存続を望む声でありました。

したがって、都農高校及び都農町の思いというものに関しましては、本当に切実なものとして受けとめておりまして、地域における学校の重要さ、残してほしいという思いは重々理解しながらも、全県的な見地に立ちまして、この統廃合というもの、県全体の活力、そしてやはり生徒にとっていきたい学校、そして地域の学びを残すという観点から、総合的に判断いたしましたところであります。

したがって、1つのルールに基づいて、

定員の少なくなったところから順番にというように、これが見方によっては非常にあいまいで判断がぶれているように見えるかもしれませんが、やはりこれは都農町にその辺をまた御説明して、御理解いただきたいと考えているところでもあります。

○図師委員 各地域による事情というのは、やっぱりそこそこの地域が望むのであれば、それはどこでも声が上がります。単純に郡内の学校が複数校あるからという理由だけでは、全く納得いく説明ではありませんし、近くの学校が行政区をまたいである。ただ、そっちのほうが距離的には近い。都農高校と高鍋高校の距離も近いところもあります。そういうところの統廃合が先送りされて、都農だけがターゲットにされたら、そのように映る。また、今後の後期計画もそのように理解されてしまうような内容になっているのが、すごく危惧される場所であって。校区の撤廃をしたから、郡部内の生徒数が減っているからということは、学校自体の生徒数が減ってくるということとイコールではないです。ほかの町から、ほかの市から、ほかの郡からでも高校に来れるようになっているわけですから、そのエリアの人口が減るからということも、私は理由にはならないと思います。

要は、都農町議会がここまでの活動をされている、議決をされて意見書まで提出をされているわけですから、これで活動は終わらないと思います。また、都農町側から教育委員会には、教育委員の皆様に対しても、何らかの要望活動があろうかと思っておりますので、その都度、真摯に対応していただきたいと要望をいたします。

○横田委員 パブリックコメントについてお尋ねしたいんですけど、5番目の高校入試の全国卒の意見に対して、学校の特色や県内中学生

のニーズ、地域における状況、教育的効果等も十分に配慮して検討していくと書いてありますが、例えば、県内中学生のニーズとか、教育的効果とかいうのは、どんなものが考えられるのか、ちょっと教えていただきたいんですけど。

○川越高校教育課長 全国卒導入における効果というのは、やはり他の地区からの生徒が入ってくることによる県内の生徒への刺激、さまざまな価値観の生徒との切磋琢磨による県内生徒の意識の向上などの効果が考えられるのではないかと考えております。

○横田委員 全国の公立高校で全国卒の入試をやっている事例とかいうのはあるものなんでしょうか。

○川越高校教育課長 他府県において、全国卒の募集をやっているのは、現在、24の道県で140校に上っております。近くでは鹿児島県も20校ほどが実施しておりますが、入学生としては、まだ9人ほどということで、たくさん来ているわけではありません。

この全国卒の導入状況及び生徒が実際に受験しているかということは、やはり各県において、かなり違っている状況にあります。

○横田委員 決して否定するわけじゃないんですけど、さっき言われましたように、生徒間の刺激とか、期待される面もたくさんあると思うんです。もしこれが導入できるものなら、導入したほうがいいんじゃないか。例えば、人口減少の解決の一助になるかもしれませんし、ひとつ前向きに検討していただければと思います。

○中野委員 今後、やっぱり地域でも問題なのは統廃合の問題です。今、本庄高校の魅力化、みんなで頑張っています。だけれど、魅力化だけで定員がふえるのかなど。

例えば、このグラフを見ると、ちょうどこの後期計画が終わるころには、今から1,000名も児童数が減るわけで、どこかが魅力化してこっちがふえれば、こっちが減る。じゃ、トータルでどうなのという話で。私は、そのために、1回、例えば本庄高校の総経費がどうなつとるのかなと思って。やっぱり学校を存続させるためには経費のことも考えんといかんだろうし、それと、1学年、高校としての全体の学力とか学校運営を考えても、最低、これぐらいとか。

これを見ると、33年が9,700人ぐらい、それからまたずっと上がっていくと、どこで線を引いたらいいのという話になるわけで。

県議になったときからずっと卒業式など行っているけれど、本庄高校は4クラスで160人、これはとっくの昔に切っている話だと思う。もう大体今100人ぐらい。

これ見る限りでは、どこかまだ減る。そこ辺も含めて、学校再編とか、そういうのはやっぱり一つの基準を、みんな理解もして、いろんな形で、特例があって、どこかのことやから1学級でもとかを示して、これをやっとかんと、やっぱり我々議員も地域におればそんな話があるし。これは今度の計画を含めて、ぜひ、やっぱり最低でもこのクラスですよということを、早く決めるべきじゃないかなと思う。ぜひ、その議論。

それともう一つ、例えば、今、先生とか、経費の問題も考えんといかんわけ。だから、本庄高校でもいいし、1高校をとった場合、大体、授業料でどれぐらいの収入があって、これも入った、入らないとか。そして、国の補助金がどれぐらい、県の補助金がどれぐらいあって、それが例えば基準を満たさんようになったら、国の補助金が減りますよとか、そういうのを1回勉強させてもらいたいと思ったんやけれど。資料

としてでもいいし、それが1つお願い。

そういうやっぱり費用対効果と云ったらおかしいけれど、もう4年先にこんな人口になることがわかっているわけで、ぜひ、そこら辺の資料、次でいいけれど、勉強をさせてください。

○川越高校教育課長 今、委員の御指摘のありましたとおり、これから先の再編整備というのは、大変難しい局面になろうかと思えます。

御指摘のありましたように、どうしても小さな高校がつかれないのは、例えば理科でしたら化学、生物、物理というように、理科の教員というよりは、専門の教員をそろえなきゃいけませんし、地歴科においても日本史、世界史、地理というような教員をそろえる必要がある以上、どうしても小さな学校をそのまま置いておくということができなくなってまいります。

そういう中で、地域にとって、この学校というのは切実なものであり、何とか存続してほしいという思いと、御指摘のありましたように、一つの行政の改革と云いますか、そういった費用対効果という視点から、県の活力を維持していく視点からも、やはり高校のあり方というものを考えなきゃいけない状況にありまして、これから先の、特に、次の10年計画、教育基本計画の後期計画の後の計画が、本当に慎重に検討しなければならないときではないかと思っております。

次の10年計画につきましては、来年度より、また新たな学校教育改革推進協議会を立ち上げまして、この後期計画期間に検討してまいります。

○中野委員 ぜひ、それをやるべきです。もう人口が客観的に出てきとるわけで。

それと、地域の特色とか何とか出てきとるけれど、高等学校って、みんな学科があるだけで、

地域の特色が生きてるのかなと思って。

そうなれば、これから魅力アップとか何とかで、みんな出てきとるのは、やっぱり学科再編、これはある程度、それこそ地域の要望に応じたりとか、そこ辺を、就職絡みも含めて。こちら辺はやっぱり学科を変えることについては、教育委員会としては難しいのかな。学科再編というか、新規学科。

○川越高校教育課長 学科の再編につきまして、その高等学校の新たな魅力ということの検討におきまして、また、今後、検討していきたいと考えております。

また、地域の特色を生かしていくというのも、意外と、この高校というのは、例えば、地域の持っている課題を、今、研究し、その地域の課題の解決策をその地域に提示していくというような、地域密着型の学習を進めている学校が宮崎県内に非常にふえてきております。

それで、例えば、そういった地域課題探究をやっていくことで、地元の課題や問題点を知った生徒たちが、ぜひ地元に戻って、地元の課題を解決する側に回りたい、そのような形で進学や就職とかを考えるような生徒たちもかなり出てきております。やはり、今、地域と密着した学校、地域に開かれた学校として、高校でそういった探究活動との関係性の中で、深まりを見せるのではないかと考えているところであります。

○中野委員 やっぱり理屈としては成り立つけれど、高千穂高校だったら大体西白杵の人が行く。だけど、宮崎大宮高校の人は県内から来たりしとるわけ。ここじゃ、地域という言葉はないわけ。本庄高校だって、宮崎市から来とるし、高岡から来とるし。地域は、それはそれでいいけれども、やっぱり現実的な就職とか、そっち

のことを考えて、どういう職種の学科をつくったらいいとか、そんなものをぜひ考えてもらいたい。地域っていったって、地域の特色、考えてもわからん。お願いします。

○四本教育長 委員のおっしゃるように、高校の魅力化といいますか、学科がかなり大きな意味を持ってくると思っております。当然、この高校のこの学科は、もっとこういう学科にすべきだということになれば、もうそれはちゅうちょせずに、今までこうだったからとかいうことには、もちろんこだわらずに、どんどん変えていけばいいと思っております。

ただ、何の学科がいいのかというのは、見極めがちょっと難しい面はありますので、すぐにぱっぱと変えられるわけではありませんけれども、そういうことはもう当然十分検討していかなくちやいけないというふうに考えております。

○中野委員 今のちゅうちょせずにという言葉覚えておきます。

○渡辺委員長 先ほど、中野委員からありました資料要望については、担当課は対応が可能ですか。

○川越高校教育課長 そういった制度等の説明につきまして、また、資料等を準備して御説明したいと思っております。

○渡辺委員長 委員の皆さんにお諮りをしますが、内容がちょっとファジーなところもあるかと思っておりますので、正副委員長で預からせていただいて、担当課と協議をして、何らかの形で対応するというところでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 そういうことで、また、協議をさせていただきます。

その他いかがでしょうか。説明のあった事項

について、ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、その他で何かございますでしょうか。いかがでしょうか。

ちょっと1点お伺いしたいんですが、教育長の冒頭の発言の中でもありました、延岡学園高校の生徒さんがスポーツの大会でああいう一件がありました。その中身というよりも、その報道の中で、全く日本語ができない状況でコミュニケーションがとれずというようなことが報道されています。私学のことで、直接は教育委員会と関係はないのかもしれないですけども、海外からの留学生が在籍をして、日本の高校を卒業するということは、日本の高校を卒業した資格を得るわけです。そのためには、一般論で考えれば、ある程度の語学能力が伴わないと高校で教えている中身について理解し、修得することは難しいだろうと想像するんですが、これについて、例えば、私学と公立、何か違うのかどうかわかりませんが、その基準というか、ルールはどうなっているのかということと、あと、仮にそんなケースがあるのかどうかわかりませんが、県立高校に海外からの留学生が入学した。語学等に全く問題がないという状況なら、それは何の違もないんでしょうけれども、そういう場合、入学試験が受かるのかどうかというのもあるかもしれませんが、その辺、どういう基準になっているのか、ちょっと御説明いただければと思います。

○川越高校教育課長 留学生についてですが、県立高校におきましては、外国人留学生の受け入れについてという通知がありまして、その趣旨としましては、国際理解教育の推進、高等学校教育の充実のため、県立高等学校に留学を希望する外国の生徒を受け入れるということで。

この受け入れの基準としましては、外国において、日本の高校に当たる教育機関に在籍しており、日本の教科、科目の学習、特別活動などに参加し、体験をすることを目的としております。

したがって、県立高校の場合は、留学生が日本の学校を卒業するという形の留学はございません。大体、期間として、1カ月から1年以内で、また、母国といたしますか、そちらに戻っていくということで、当然、日本語はほとんどできない生徒たちばかりです。

英語の授業とか、数学の授業とか、それから体育とか音楽とか、共通といたしますか、参加できるもの、学校行事などにも参加しますが、あくまで単位認定とか、そういった履修という形をとるものではございません。

部活動とかも、正式に参加することはなく、日本文化を知るという意味で交流をしたりとか、活動と一緒に参加したりというようなことはあっても、実際に試合をしたりとか、そういうような事例は、県立高校の場合はほとんどございません。

厳密に言いますならば、もしあるとするならば、外国の籍を持っている生徒が、いわゆる通常の高校入試を経由して入学するという形のケースがありまして、実際、これは17名ほどの外国籍の生徒が在学しております。

ただ、この生徒たちに関しましては、高校入試を経て、普通の生徒たちと同じように来ておりますので、高校の生活に関して問題はありませぬし、実際、今回の問題に際しまして、各学校に在籍している外国籍を持つ、高校入試を経て来た生徒たちの状況について問い合わせをしましたが、全く問題ないという回答が来ております。

したがって、先ほど言いました体験目的

の留学生は、当然、コミュニケーションという
意味で非常に大変なところがあるんですが、生
徒たちがそれをサポートするために、一生懸命
話しかけたり、英語で話をしたりということで、
実際、在学している学校の生徒たちの刺激にな
り、その体験をもとに、その生徒たちは、また
母国に帰って、それぞれの道で頑張るというよ
うな形をとっているところでもあります。

○渡辺委員長 私立高校に関しては、一切、そ
ういう基準について、教育委員会は関係ないん
ですか。例えば、その面を見るのは、総合政策
部が同じような要件を把握していると理解した
らいいんですか。

○川越高校教育課長 私立高校の生徒さんに関
しては、教育委員会は把握をしておりません。

したがいまして、今回の延岡学園の生徒さん
も、厳密に言えば、先ほどの県立の基準でいい
ますと、留学というよりは、1年生のときから
入学という形で入ってきた生徒になるのではな
いかと思われま。

○渡辺委員長 ありがとうございます。ほかに
ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 なければ、以上をもって教育委
員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。ありがと
うございました。

暫時休憩いたします。

午後1時56分休憩

午後1時58分再開

○渡辺委員長 委員会を再開します。

まず、委員協議についてですが、今回、当委
員会には付託を受けた案件がなく、採決がござ
いませぬので、このまま委員協議を続けてもよ

ろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 では、そのように決定いたしま
す。

それでは、まず委員長報告骨子案についてで
す。委員長報告の項目及び内容についての御意
見をお伺いしたいと思います。必要があれば、
休憩をとりたいと思いますが。とりあえず付託
された議案がありませんので、全て付託外案件
についてということになるかと思いますが、きよ
うあった議論の中のバランスを見ていかがで
しょうか。よろしければ正副委員長に一任いた
だくということにしたいと思いますが、御異議
ございませんでしょうか。

○中野委員 教育委員会でいうと後期計画が出
たけれど、これから先の人口減少を見ても、一
番の課題はやっぱり統廃合の問題が出てくる。
そこら辺を、じっくりもう今から議論をして、
一つの基準を設けると、ここはだめとなるやろ
う。そんな話で、もうちょっと議論を深めるべ
きじゃないかなと思う。

○凶師委員 適正規模というものを設けている
ことが、このふぐあいが出てきている第一の原
因ですから、そこをまず見直すか、今、中野委
員が言われるような、ちゃんとした基準をかちっ
とつくらんと、あつちはいい、こつちはだめに
なると、やっぱり地域の中でごたごたが出てく
るからですね。

○渡辺委員長 暫時休憩します。

午後2時0分休憩

午後2時3分再開

○渡辺委員長 委員会を再開します。

それでは、委員長報告については正副委員長
に一任をさせていただきたいと思ひます。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りします。教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査につきましては、閉会中の継続調査としたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議ありませんので、その旨、議長に申し出ることといたします。

暫時休憩します。

午後2時4分休憩

午後2時7分再開

○渡辺委員長 委員会を再開します。

7月19日の閉会中の委員会につきましては、正副委員長に一任をいただくということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 そのようにいたします。

次に、県外調査の調査先につきましても、今、いろいろいただきました意見をもとに、正副委員長に一任をいただくということで御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 その他、何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 それでは、以上をもちまして、委員会を終了いたします。

午後2時8分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 渡 辺 創